

臨時領事事務所開設のお知らせ（12月分）

シカゴ市及びクック郡は新型コロナウイルスの感染が拡大している州からの来訪者に14日間の自主隔離を義務付ける緊急旅行命令を発出しており、当館管轄10州のうち、アイオワ州、カンザス州、ミズーリ州、ネブラスカ州、ノースダコタ州、サウスダコタ州、ウィスコンシン州、ミネソタ州及びインディアナ州が対象州に指定されています。これらの州にお住まいの方が当館にお越しいただくことが実質的に困難になる中、当館ではこれらの州にお住まいの皆さまを対象に領事サービスの提供を継続するため、以下のとおり臨時事務所を開設します。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時領事事務所は完全予約制になりますので、利用をご希望の方は必ず事前に電話でご予約をお願いします。ご予約のない場合、入場をお断りすることがあります。必要に応じて来年1月以降も継続する予定です。1月以降の予定は決まり次第お知らせします。

【予約方法】

当館開館日の受付時間内に下記の電話番号宛に電話で予約をお願いします。

電話番号：312（280）0400

【注意】

旅券等の申請書類等を郵送申請する場合は、着実な事務処理の観点から、臨時領事事務所開設日の10日前までに届くよう時間に余裕を持って申請をお願いいたします。

【開設日】

12月9日（水）（申請書類等を郵送する場合の必着日：11月30日（月））

12月22日（火）（申請書類等を郵送する場合の必着日：12月11日（金））

【開設時間】

10時30分から12時15分及び

13時15分から15時まで

【会場】

DoubleTree by Hilton Hotel Chicago - Oak Brook

1909 Spring Road Oak Brook, IL 60523

TEL:630(472)6000